
後期基本計画（案）パブリックコメントの実施

橋本市長期総合計画 後期基本計画(案)パブリックコメントの実施

1. 実施の目的

橋本市長期総合計画審議会では、市民意識調査等を実施し、市民の満足度や各種団体の取組などを把握した上で、長期総合計画の目標の実現に向けて、後期基本計画を策定してきました。

橋本市長期総合計画の後期基本計画（案）がまとまりましたので、市民に広く周知し、市民の計画への参画を図り、市民の意見を反映することで、計画の推進に資することを目的にパブリックコメントを実施します。

2. 実施の概要

橋本市長期総合計画審議会が実施するパブリックコメントは、『橋本市パブリックコメント手続要綱』に基づき、下記の通り実施します。

■実施の概要

項目	計画内容
公表方法	(1) 市のホームページへの掲載 (2) 下記の施設での閲覧 ・橋本市役所総合政策部政策企画課 ・各地区公民館、文化センター ・図書館
公表期間	令和4年12月15日～令和5年1月18日まで
意見等提出方法	(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出 (2) 郵送 (3) ファクシミリ (4) 電子メール
実施主体	橋本市長期総合計画審議会

3. パブリックコメントの実施スケジュール（案）

『橋本市長期総合計画の後期基本計画（素案）』のパブリックコメント実施については、下記のスケジュール（案）に基づき、実施していくものとします。

	11 月	12 月				1 月			2 月
	20	1	10	20	1	10	20		
第 4 回審議会	(28 日) ●								
審議会意見反映	→								
パブリックコメント			(15 日) ●	(4 週間)				(18 日) ●	
パブリックコメントの とりまとめ							↓	庁内検討委員会 ●	

4. パブリックコメントへの対応

橋本市長期総合計画の後期基本計画（案）について提出された意見は、事務局において、対象者等の確認を行い、対象となる意見について整理を行う。

また、整理された意見について、計画に反映すべき事項については、橋本市長期総合計画審議会において協議し、計画に反映していくものとする。

5. 參考資料

①パブリックコメントの意見提出書（参考様式）

橋本市長期総合計画の後期基本計画（素案）に関するパブリックコメントについては、様式を指定していないが、下記の様式を参考様式とする。

[illegible]

②橋本市パブリックコメント手続要綱

参考として、平成 19 年 11 月 20 日に施行された『橋本市パブリックコメント手続要綱』を下記に示す。

○橋本市パブリックコメント手続要綱

平成 19 年 11 月 20 日

告示第 140 号

(目的)

第 1 条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定めることにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案を公表し、当該案について市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる計画等(以下「計画等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画等の策定及びこれらの重要な改定に係る案
- (2) 市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃に係る案
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当と判断したもの

(適用除外)

第 4 条 立案しようとする計画等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの又は計画等の立案に当たり、実施機関の裁量の余地が少ないもの
- (3) 計画等の立案に当たり、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの
- (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(公表の時期及び公表資料)

第 5 条 実施機関は、第 3 条各号に掲げるものを立案しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等を策定する趣旨及び目的
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案に関連する資料

(公表の方法)

第 6 条 前条の規定による公表は、実施機関が公表しようとする計画等の案及び同条第 2 項に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を市のホームページに掲載し、併せて当該計画等の所管窓口、図書館等に備え付けることにより行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、必要に応じて、市の広報紙への掲載等により、案及び資料が市民等に周知されるよう努めるものとする。

3 前 2 項の規定による公表において、案及び資料が大量である場合又は複雑な場合は、案及び資料全体の入手方法を明示したうえで、内容を要約して公表することができる。

(意見の提出)

第 7 条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要な期間を考慮し、1 月程度を目安とする意見の提出期間及び提出方法を定め、案及び資料を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メールその他の市民等の意見が文書又は電子的記録として残るものに限るものとする。

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他実施機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により収集した当該意見を提出した者に係る情報については、公表しないものとする。ただし、実施機関が、意見の募集に当たり、公表することを明示した場合はこの限りでない。

(意思決定に当たっての意見の考慮)

第 8 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときにあってはその修正内容を公表するものとする。ただし、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不適当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見に対して提案者への個別の回答は行わないものとし、前項の規定による公表に当たり、提出された意見のうち類似の意見をまとめ、これに対する実施機関の考え方を公表することができるものとする。

4 第 6 条第 1 項の規定は、第 2 項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第 9 条 実施機関は、審議会その他の附属機関等が、この告示の定めに準じた手続を実施して策定した報告、答申等に基づき計画等を策定する場合は、パブリックコメント手続を実施しないで計画等の立案の意思決定を行うことができる。

(委任)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この告示の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するものとする。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日告示第 46 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。